

議案質疑

(質疑) 改正内容は

(答弁) 医療分の所得割は10.30%、後期高齢者支援金分の所得割は2.80%、介護分の所得割2.40%。均等割額と平等割額は、3税額全て標準保険税率の額を500円単位で切り捨てた額。

(質疑) 国民健康保険基金から0.6億円を繰り入れた理由は

(答弁) 現行税率では約1.1億円の財源不足が見込まれ、被保険者の税で賄うと税率の改定幅が大きくなる。基金から繰り入れ、税率・税額の上昇幅を抑えた。

(質疑) 一人当たりの保険税額及び一世帯当たりの保険税額はどのようになるのか

(答弁) 一人当たり769円増の120,612円。一世帯当たりの平均保険税額は、1,256円増の196,865円。

一般会計予算中 搬入ごみ予約システム開発経費

(質疑) 受付を1カ所増やした場合の経費1千万円の内訳は

(答弁) 人件費と警備会社等への委託料で、土曜が約13万4千円で年間700万円。祝日が約26万円で年間約300万円。

(質疑) 予約制度導入をどのような方法で周知するのか

(答弁) 市報やホームページ、生活情報誌、ごみカレンダーなど各種メディアを利用。

(質疑) 予約なしで持ち込まれた場合の対応は

(答弁) 制度が浸透するまでは、事情確認の上、受入を判断したい。

一般会計予算中 児童クラブ運営経費

(質疑) 前年度より予算が1億1千万円増加した理由及び内訳は

(答弁) 指導員の処遇改善や増員による人件費の増が約7千万円。待機児童の受入拡大で新たに4カ所の民間への運営委託料として約4千万円。

(質疑) 民間事業者の公募の進め方は

(答弁) 附属小学校への児童クラブ開設は、プロポーザルによる選定、準備期間を踏まえ9月以降に開設予定。

(質疑) 民間委託に当たり指導員及び質の確保をどのように考えているのか

(答弁) 新規4カ所のうち3カ所は認定こども園や保育園で小学生の預かりの実績があり、指導員の確保は可能。プロポーザルの1カ所も人員確保や保育の実績がある民間事業者を選定予定。常に情報交換を行い、各種研修の受講を促し質の向上を図る。

やまびこの湯の指定管理者の指定について

(質疑) 指定管理者の応募状況及び指定管理料はどこに定められているのか

(答弁) 申請は1者で、管理料は年度協定書で定めている。

(質疑) 応募者が少ない状況をどのように考えているか。その対策は

(答弁) 利用者数の減少や重油価格や人件費の高騰など温浴施設を取り巻く環境が厳しく、特殊な業種でもあり、民間事業者が参入するにはハードルが高い。市としても利用者が増え、民間事業者にとっても魅力的な施設となるよう努めたい。

(質疑) 現指定管理者をどう評価しているか

(答弁) スケールメリットを活かし、初年度は大幅に赤字を縮減した。その後、取り巻く環境が厳しくなり、赤字額が増加しているが、収支の改善に向けて取り組まれ、経営手腕は一定の評価をしている。

(質疑) 現指定管理者から収入増に向けた提案はなされているか

(答弁) 福岡市民をターゲットとした雑誌や新聞への広告掲載、演芸イベントなどを実施し、集客増に努めると提案されている。

(質疑) 指定管理料についてどのような協議がされるのか

(答弁) 年度ごとの収支状況等を踏まえ、指定管理者との協議のうえ、議会に諮り決定。

(質疑) 修繕についてどのような取り扱いをしているのか

(答弁) 市が設置している施設、設備は、基本的に市負担で修繕し、指定管理者が設置した機器等は、指定管理者が修繕。

(質疑) 責任分担について、不可抗力の場合など協議事項となっているが、どのように協議していくのか

(答弁) 原因や被害の状況、規模等を踏まえ、施設、設備の修復による経費の増加や事業の継続について協議している。

国民健康保険税条例の改正

(質疑) 改正に至った理由は

(答弁) 現行税率・税額のままでは歳入不足が見込まれるため、県の標準保険税率に基づき税率・税額を改定。

議案質疑

一般会計予算中 特産物振興支援事業

（質疑）予算化の背景、経緯、事業効果は

（答弁）市産農産物や農産加工品の販路のチャンネルを増やし、販路拡大等の方法がないか検討してきた。駅南の新商業施設でのPRは、駅とバスセンターに隣接し、交通の便が良いことや、市内外から多くの来客者が見込め、立地的な優位性を生かした取り組みが展開できることから最適と判断。市産農産物や6次産品に対する消費者の認知度の向上と消費拡大が図られ、ブランド化と地産地消、生産者の所得向上につながる。

（質疑）委託先及び委託内容は

（答弁）JAさがに市産農産物等の販売促進やPRを委託予定。

（質疑）事業期間は

（答弁）当面3年程度を目安。

一般会計予算中 公立認定こども園整備事業

（質疑）認定こども園の移転の経緯と取得面積の根拠は

（答弁）老朽化した本庄幼稚園及び成章保育所を統合し、認定こども園を整備し、待機児童解消に向け適正な入所枠の確保を図り、教育・保育環境の充実等を目的に検討してきた。①障がい児や支援の必要な子どもの積極的な受入れ②子育て支援拠点機能③本庄小学校との幼保小連携機能④市内幼児教育施設の指導的な役割という機能を満たすには、現施設は狭隘なため、他に広い用地を取得することとした。
面積の根拠は①障がい児等の受入れができる平屋②医務室やカームダウンができる広さ③子育て支援拠点として専用の施設④給食室の新設と搬入路の確保⑤駐車場の確保などが必要で、同程度の定員を有する平屋建ての保育施設を参考にし、おおむね9千㎡と判断。

（質疑）1号認定の定員減理由と今後の市の幼児教育の考え方は

（答弁）共働き家庭の増加等に伴い、保育施設のニーズは増大傾向で、逆に幼稚園は減少傾向。本庄幼稚園の児童数も年々減少傾向で、全国的な傾向と検討を始めた平成29年度の児童数59名を踏まえ、定員は60名。
幼保連携型認定こども園とすることで、一定の園児数を確保し、集団生活の中で育まれる社会性などを身につけやすくなる教育環境を確保したい。

（質疑）2号・3号認定の定員を据え置いた理由は

（答弁）成章保育所の児童数は、市中心部の近隣施設で受入可能である一方、市南部への施設の進出需要が見込めず、現成章保育所の定員を本庄に移すことにより、市南部の待機児童が解消できると判断し、現状維持の定員とした。

一般会計予算中 発達障がい者トータルライフ支援関連経費

（質疑）対象者数は

（答弁）発達障がいになる未就学児が平成30年度で1,543人、就学後の児童・生徒が平成31年度で1,620人。障がい児の通所サービス利用者が平成31年度で308人。

（質疑）発達障がいと認識された未就学児や就学児への対応は

（答弁）未就学児は、特別支援教育相談員の市内各園の巡回相談で把握と支援。次年度は現相談員と共に専門知識を有する者が同行し、支援拡充。子育て専門相談室の内容を拡充し、言語聴覚士や専門医の相談日を月1回程度設置予定。就学児は、ひまわり相談室で対応し、義務教育終了後は子ども・若者支援室に専門相談員を1名配置し対応する計画。

（質疑）トータルライフ支援の核となる部署は

（答弁）ライフステージ毎に部署が異なるため、関係部署の連携した対応が重要で、その核となる役割は障がい福祉課。

一般会計予算中 住民主体サービス補助金

（質疑）補助金の内容は

（答弁）補助対象は、自治会などの地縁団体、ボランティア団体、NPO法人など。
①地域住民が週1回の通所で、運動やレクレーションなどの介護予防に資する活動を行う「通所型サービスB」が上限30万円②地域住民による掃除、洗濯、調理などの生活支援活動を行う「訪問型サービスB」が上限20万円③地域住民による病院や介護予防教室等への無償送迎活動を行う「訪問型サービスD」が上限40万円。

（質疑）福祉協力員との連携は

（答弁）福祉協力員など、地域が主体となった団体が、介護保険の要支援者を対象とした支援サービスを提供する場合は、補助対象。

（質疑）サービス利用者に介護保険の要支援者がどの程度含まれる必要があるのか

（答弁）介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業であり、要支援者を3名以上含むことが要件。

（質疑）補助対象の団体数は

（答弁）通所サービスで2団体、生活支援サービスで1団体、移送支援サービスで1団体を想定。

（質疑）既存の活動も補助対象となるのか

（答弁）通所サービスなど住民主体の団体が既に実施している場合でも補助対象。

議 案 質 疑

一般会計予算中 公民館施設整備事業

(質疑) 公民館の水害時の避難所としての考え方はどうなっているか

(答弁) 公民館等施設整備計画で、木造・平屋建てを基本に整備している。水害対策として平屋でも、建物自体が浸水しないよう可能な範囲で施設整備に努めているが、公民館で避難場所に求められる全ての機能を確保することは難しく、災害や地域の状況によっては、二次、三次の避難所で対応する運用も必要。

(質疑) 現勸興公民館は浸水地域内にあり、昨年の豪雨でも床上浸水したが、新しい勸興公民館では対策を考えているのか

(答弁) 当初は、旧青少年センターの床高から10センチ高めて整備予定だったが、昨年の浸水状況を踏まえ、さらに9センチ高めるよう変更。

一般会計予算中 会計年度任用職員に関する予算

(質疑) 制度の導入による人件費の影響は

(答弁) 前年度当初予算と比較して約3億円の増額。主な要因は①通勤手当や期末手当の支給②期間限定の事業への対応や新規事業、制度改正等への対応による職員数の増加③福祉部門の相談窓口の拡充や施設の開館時間に合わせたローテーションの考慮など職場の実情に合わせた勤務時間の変更④資格や特別な知識経験が必要などの職務の専門性・困難性に合わせた給料の見直しによるもの。

(質疑) 会計年度任用職員の給与について、月額や年額は変わるのか

(答弁) 1日7時間45分勤務の日日雇用職員と週30時間勤務の嘱託職員が、会計年度任用職員となった場合、日額6,600円の日日雇用職員は、月額約10万8千円で、通勤手当や期末手当を含めた年収は約152万5千円となる見込み。年収はほぼ変わらないが、1日の勤務時間は2時間減少。月額約14万1千円の嘱託職員は、月額約12万3千円で、手当を含めた年収は約173万1千円となり、年収では約3万4千円の増額見込み。

(質疑) 月額報酬が引き下がることの市の認識は

(答弁) 当初は、期末手当を常勤職員よりも低く設定し基本給が現行制度より大幅に下がらないよう検討したが、県を通じた国の指摘で、期末手当は常勤職員と同率とすること、給料も常勤職員との均衡により決定しなければならないとの指摘を受け、県や他市の状況等を勘案し、基本給の水準を決定。年収ベースでは配慮している。

消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正

(質疑) 消防団統合時からの団員数の推移は

(答弁) 4月1日現在の消防団員数の推移は、平成21年4,092人、平成25年3,877人、平成30年3,788人、平成31年3,722人。

債権管理条例

(質疑) 各部署連携のもと滞納者の生活再建を図り債権回収につなげるような進め方は

(答弁) 納付相談と合わせて滞納者の経済状況等を聞き取り、支援が必要な場合は関連部署へ繋いでいる。徴収事務を適切に行い、市民負担の公平性を確保することが重要だが、生活に困窮する市民の自立を支援することも行政の責務であり、関係部署間の連携を図り、生活困窮者の自立支援の視点を持って債権管理を進める。

(質疑) 徴収停止などの条件を条文に明記する考えは

(答弁) 地方自治法施行令に徴収停止の条件が規定されており、その条項を引用。ホームページ等で周知する際は、条例の内容や徴収停止の条件などを分かりやすく工夫したい。

(質疑) 債権を放棄した場合の議会への報告義務を条例に明記する考えは

(答弁) 他市条例等を参考にし、本条例施行規則で債権放棄をした場合の議会への報告義務を規定する予定。

中小企業・小規模企業振興条例

(質疑) 県条例や唐津市条例のパブリックコメントを参考にしたか

(答弁) 経営基盤が弱い弱な小規模企業に配慮した条例にすることや、金融機関や大企業に役割を持たせること、教育機関を盛り込むことなどの意見を参考にした。

(質疑) 他団体ヒアリングで寄せられた意見をどの程度条例に生かしたか

(答弁) 施策の基本方針の中に事業の承継の円滑化を規定し、連携協力先として教育機関を規定するとともに、小規模企業者への配慮を基本理念に規定。

(質疑) 事業者への周知や施策の展開が必要ではないか

(答弁) 市報やホームページでの周知はもとより、商工団体や金融機関の支援機関などと連携し、より効果的な周知に取り組む。本条例の基本理念及び施策の基本方針に基づき、支援機関などと連携して具体的な施策を展開したい。

(質疑) ^{しっかい} 悉皆調査を実施する考えはあるのか

(答弁) 限られた人員体制と予算で1万件を超える事業所全てに訪問調査を行うことは容易ではない。企業訪問や支援機関との意見交換を通じ、実態把握に努める。

議案質疑

（質疑） 最大60回利用可能が制度変更で24回となるが、回数の根拠は

（答弁） 全国117の自治体への実態調査結果、制度がある市が56自治体、その内、助成単価千円が30自治体と一番多く、利用回数の上限は24回以下が38自治体だった。市鍼灸マッサージ師会の意向を聞き、1回当たりの助成額を千円、年間利用回数の上限を24回に統一した。

一般会計予算中 観光案内拠点設置・運営支援事業

（質疑） 目的と概要は

（答弁） 駅南側に建設される複合型商業施設「(仮称)コムボックス佐賀駅前」の中に、観光案内拠点を設置し、観光案内機能を拡充することにより、近年増加傾向のインバウンドを含めた、観光客のニーズに沿った対応可能な体制の構築を図るため、拠点施設を設置・運営する市観光協会に対し補助を行うもの。広域的な観光案内や、旅行者への情報提供やアドバイス、2次交通の案内、手荷物預かり等を行うとともに、県協力のもと県産品の情報発信やイベント開催等による賑わいづくりに取り組む。

（質疑） 経費の内訳は

（答弁） テナント料524万7千円、人件費1,600万円、光熱水費275万3千円、観光商品造成・販売、手荷物預かり等の事業費300万円、備品代300万円。

（質疑） 県との費用負担割合は

（答弁） テナント料の各2分の1を市と県で負担。広域観光案内やマーケティングを行う人件費の2分の1を(上限600万円)県から補助予定。

（質疑） 拠点施設の場所及び面積は

（答弁） 1階北側3区画の中央の区画を借りる予定で、面積は約53坪。

一般会計予算中 ICT教育環境整備費

（質疑） 主なものの積算内訳と前年比の増減は

（答弁） 電子黒板及び電子黒板用パソコン等のリース料約6,721万円、プログラミング教育用パソコンのリース料約4,230万円、ICT支援員の委託料約4,345万円。前年比33%、約4,157万円の増。

（質疑） 機器購入の業者選定方法とリースの年数は

（答弁） 指名競争入札で、機器の納入業者の入札を行い、その後、リース業者の入札を行う2段階方式。機器の耐用年数を考慮し5年リース。

（質疑） 活用方法は

（答弁） 主な活用として①プログラミング学習のための活用②教科等の指導での効果を高めるための活用③情報活用能力を培うための活用の3点。

（質疑） 各部の定員は決まっているか

（答弁） 消防団全体の定員数は条例で制定しているが、各部の定員は定めていない。

（質疑） 削減の経緯と定員3,800人の根拠は

（答弁） 消防団統合後10年が経過し、団員数も年々減少し、充足率が90パーセントを割り込んだことを契機に消防団役員会と条例定数に関して協議をした結果、今後大幅な団員増加の見込みがないことから、実団員数に近い数とした。

（質疑） 分団や部の統廃合に関して消防団内での協議はあったのか

（答弁） 組織改編となる分団や部の統廃合等に関しては協議されていない。

（質疑） 定員削減による市の支出はどのようになるか。

（答弁） 公務災害補償及び退職報償金支給責任共済の掛け金が、条例定数をもとに算出されるため、条例定数の削減に伴い減額となる。改正により約740万円の減額。

一般会計予算中 はり・灸・マッサージ助成費及び国民健康保険特別会計予算中 鍼灸あん摩療養費負担金

（質疑） 制度の趣旨と概要は

（答弁） 市民の健康の維持・向上及び福祉の増進を図るため、利用者に費用の一部を助成するもの。①国民健康保険の被保険者②後期高齢者医療制度の被保険者③65歳以上の高齢者を対象とした3つの制度が併存し、それぞれ1回当たりの助成額や年間利用回数の上限が異なる。

（質疑） 過去3ヶ年の予算と実績は

（答弁） 平成28年度の予算は4,220万円で実績が3,961万円、平成29年度の予算は4,070万円で実績が3,767万円、平成30年度の予算が3,990万円で実績が3,181万円。

（質疑） 制度の変更点と変更の経緯は

（答弁） 3つの制度が併存し、わかりにくい。事務手続き上のミスを招きやすいとの意見があり、対象者の重複を解消するため、国保は対象者を65歳未満の被保険者に改め、65歳以上は、高齢福祉制度に一本化した。1回当たりの助成額を千円、年間利用回数の上限を24回に統一し、わかりやすく、利用しやすい制度に変更。